

2011年度 KANSAI PAINT SCHOLARSHIP 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、関西ペイント株式会社（代表取締役社長 河盛裕三氏）のご支援により、「2011年度 KANSAI PAINT SCHOLARSHIP」（以下「奨学金」という。）を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、本協会が、アジア地域からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である関西ペイント株式会社は、塗料の製造・販売会社で、海外ではアジア地域を最も重要な事業活動基盤としておられる。同社では、昨今のアジア地域における経済的混乱により、同地域より日本に留学されている方々が、経済的に困窮され、学業半ばで帰国を余儀なくされるという状況を報道等で知られ、このような事態を憂慮され、『微力ではありますが、アジアからの留学生の支援の一助に』と、本協会の呼びかけに応じられ、「KANSAI PAINT SCHOLARSHIP」を創設された。

同社では、『この「KANSAI PAINT SCHOLARSHIP」を活用されることにより、後顧の憂いなく学業に専念され、専門分野での学問を習得された後、貴国の発展のために邁進されますならば、無上の喜びとするものでございます。』とされている。

なお、同社では、前記の趣旨の一環として、奨学金受給者との交流会を、年1回程度開催する予定である。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) インド、インドネシア、ヴェトナム、タイ、マレーシア、中国のいずれかの国籍を有する者
- (2) 2011年4月現在で、年齢が満28歳未満の男性（1984年4月2日以降に出生した者）
- (3) 2011年4月現在で、大学学部3年次または大学院修士課程（博士前期課程）1年次に正規生として在籍する私費外国人留学生
(注) 2011年10月入学者を推薦の場合、受給者と認められた際の奨学金支給期間は、大学学部卒業、または大学院修士課程修了までの1年6ヶ月とする。
- (4) 専攻分野が理工系（ただし、情報系、医学、歯学、獣医学を除く。）、又は文系（法学、経済学、商学、経営学、社会学）の者
- (5) 日本語による日常会話能力を有する者
- (6) 大学学部卒業または、大学院修士課程修了後、日本の企業に就職することを希望する者
- (7) 留学の目的及び計画が明確で、留学効果が期待できる者
- (8) 大学の長の推薦を受けることができる者

(注1) 上記(3)に掲げる「日本の大学(院)」とは、奨学金提供者（関西ペイント ㈱）と協議の上、選定した指定校制とする。

(注2) 大学に在籍する間他の団体等から奨学金等の支給を受ける者は応募できない。

4. 採用人数

2011年度は、3名程度とする。

5. 奨学金月額

月額は、100,000円とする。

6. 支給期間

2011年4月から2013年3月までの2年間とする。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金に応募する者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。

なお、推薦人数は、1大学につき2名までとする。但し、同一国からは1名までとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 応募者推薦書（別紙様式2） 1通
- (4) 成績証明書（学内送付資料）

9. 推薦締切期日

2011年5月16日（月）まで（必着）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について書類審査の上、書類選考通過者は奨学金提供者（関西ペイント株式会社）による面接を行い受給者を決定し、2011年6月下旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

- (1) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 7. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 4. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (2) 受給期間中に、大学を休学又は長期欠席、留年又は退学した場合は、奨学金を支給しない。

- (3) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金の支給を打切ることがある。
- (4) 受給者は、受給期間中の学習研究状況を、毎年、在籍大学を通じて、報告しなければならない。

13. 推薦書類の提出・問合せ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5274

FAX : 03-5454-5232

E-mail : ix@jees.or.jp